

○武蔵野市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制指導検査実施要綱

平成30年6月8日要綱第80号

改正

令和2年9月10日要綱第68号

武蔵野市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制指導検査実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）の設置者及び特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する指導検査（以下「指導検査」という。）についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な指導検査の水準の確保を図ることを目的とする。

(指導検査の対象者)

**第2条** 指導検査の対象となる者は、法第55条第2項の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(指導検査の種類)

**第3条** 指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査に分類する。

- 2 一般指導検査は、届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的かつ計画的に行う指導検査をいう。
- 3 特別指導検査は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特別に必要と認める場合に、特定の検査事項を定めて重点的かつ改善が図られるまで継続的に行う指導検査をいう。
  - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。）の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
  - (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
  - (3) 特定教育・保育提供者が、正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(調査書等の提出)

**第4条** 市長は、特定教育・保育提供者に対して、指導検査に必要な指導検査の項目を掲げた調査

書及び関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

**第5条** 市長は、指導検査の項目、関係法令、評価事項等を集約した検査基準を別に定めるものとする。

(一般指導検査の実施)

**第6条** 市長は、一般指導検査を実施するときは、原則として特定教育・保育提供者に対して、その旨あらかじめ文書により通知する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、一般指導検査の開始時に前項の規定による通知を提示する等の方法により、一般指導検査を行うことができる。

3 一般指導検査においては、原則として係長級以上の職にある者を班長とし、2人以上の職員で一般指導検査班を編成する。

4 検査員は、前条に規定する検査基準に基づき、第4条の規定より提出された調査書等を基に分担して一般指導検査を実施する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を調整する。

5 検査員は、一般指導検査の終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、特定教育・保育提供者に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項及びその解決方法を口頭で指示する。この場合において、班長は一般指導検査の全般にわたる事項及び自己の担当した検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。

6 前項の規定による講評において、法令の解釈等で疑義が生じた場合等の状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

7 市長は、一般指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係部課の職員又は特定教育・保育提供者に関係する者に対し、当該一般検査への立会いを求め、又は必要と認める調査及び照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

**第7条** 検査員は、一般指導検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にしたうえで、市長に復命する。

2 市長は、一般指導検査の結果について、特定教育・保育提供者宛てに文書で通知する。

3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による復命及び前項の規定による結果通知は、当該一般指導検査の終了後速やかに行う。

4 市長は、一般指導検査の結果、法令等の違反その他の指摘事項がある場合には、特定教育・保育提供者に対して、問題点、改善方法等を具体的に通知するとともに、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。この場合において、提出された書面によるほか、必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。

(特別指導検査の実施)

**第8条** 市長は、一般指導検査に準じて、特別指導検査の通知を事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的及び効果を勘案し、当該特別指導検査の開始時に文書を提示する等の方法に代えることができる。

2 特別指導検査においては、原則として課長級以上の職にある者を班長とし、3人以上の職員で特別指導検査班を編成する。この場合において、班長を除く検査員のうち1人以上は、係長級以上の職にある者とする。

3 特別指導検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的かつ改善が図られるまで継続的に実施する。

4 検査員は、特別指導検査の終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、特定教育・保育提供者に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項及びその解決方法を口頭で指示する。

5 前項の規定による講評において、法令の解釈等で疑義が生じた場合等の状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 市長は、特別指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係部課の職員又は特定教育・保育提供者に関係する者に対し、当該特別指導検査への立会いを求め、又は必要と認める調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

**第9条** 検査員は、特別指導検査の終了後、直ちにその概況を市長に復命し、必要に応じ関係部課と協議する。

2 市長は、特別指導検査の結果について、特定教育・保育提供者宛てに、理由を付して文書で通知する。

3 市長は、特別指導検査に係る指摘事項について、特定教育・保育提供者に対して、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じて指導を継続する。

4 市長は、改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は前項の規定により改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、

法の定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるものとする。

- 5 市長は、特別指導検査の結果、特定教育・保育提供者の実施する福祉サービス又はその利用者に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに法に基づく処分の手続を進めるものとする。

(指導検査結果の活用)

**第10条** 市長は、指導検査の結果を適宜集約し、行政運営に資するため、関係機関に提供する。

(所管課及び関係部課との連携)

**第11条** 指導検査に関する事務は、子ども家庭部子ども育成課（以下「子ども育成課」という。）が所管する。

- 2 子ども育成課は、必要に応じ、指導検査に係る事項について関係部課等と協議する。
- 3 子ども育成課は、指導検査の計画の策定にあたり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による社会福祉法人に対する指導検査の検査計画との調整を行うため、健康福祉部地域支援課と協議する。
- 4 子ども育成課は、必要に応じ、健康福祉部地域支援課と合同で指導検査を実施することができる。

(都との連携)

**第12条** 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所をいう。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に対して実施する指導検査については、これらの法律その他関係法令等に基づき都が実施する指導又は検査と合同して行うことができるようにするため、都と連携を図る。

(他の自治体との連携)

**第13条** 市外に所在地を有する特定教育・保育提供者の指導検査の実施にあたっては、必要に応じて当該所在地の自治体と連携を図る。

(国又は都への報告)

**第14条** 市長は、必要に応じて指導検査の結果を国又は都へ報告する。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、指導検査について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

付 則（令和 2 年 9 月 10 日要綱第 68 号）

この要綱は、令和 2 年 9 月 10 日から施行する。